

軽自動車などの廃車や名義変更、住所変更の手続きはお早めに

軽自動車税種別割は、毎年4月1日時点で課税台帳に登録されている所有者に課税されます。実際は所有していても、廃車や名義変更などの手続きが完了していないと、いつまでも軽自動車税種別割が課税されてしまいます。次に該当する人は必ず手続きをしてください。

- ①現在、車を所有しておらず、廃車の手続きをしていない人
- ②転入や転出をして車の住所変更をしていない人
- ③車を友人や知人に譲渡して名義変更をしていない人



車種別の問い合わせ先

区 分	お問い合わせ先	必要な持ち物
原動機付自転車 (～125cc以下)	御前崎市役所 税務課 ☎0537㊟1114	■ 廃車…ナンバープレート、標識交付証明書、本人確認書類 ■ 名義変更… 【未廃車の場合】 ナンバープレート、標識交付証明書、譲渡証明書、本人確認書類 【廃車済みの場合】 廃車証明書、譲渡証明書、本人確認書類 ■ 相続…本人確認書類
小型特殊自動車 (トラクター、フォークリフトなど)		
ミニカー		
軽二輪車 (126cc～250cc以下)	静岡運輸支局 浜松自動車検査登録事務所 ☎050(5540)2052	■ 静岡運輸支局 浜松自動車検査登録事務所へお問い合わせください。
小型自動二輪 (250ccを超えるもの)		
軽自動車 (660cc以下の三・四輪車)	軽自動車検査協会 静岡事務所浜松支所 ☎050(3816)1777	■ 軽自動車検査協会 静岡事務所浜松支所へお問い合わせください。

※モータースなどが手続きを代行してくれる場合があります。

照 会 税務課 ☎0537㊟1114

福祉タクシー助成券を交付します

市では、高齢者や障がい者などの社会参加の促進を目的に、福祉タクシー助成券を交付します。対象者は交付会場で申請してください。お住まいの地区の交付日に受け取れない場合は、3月26日から市役所福祉課(西館1階)で随時交付します。御前崎・白羽地区の人は御前崎支所でも受け取ることができます。

対象者

令和7年4月1日時点で、市内に住所がある見込みの在宅者で、次のいずれかに該当する人

- ・満75歳以上の人
- ・要介護または要支援の認定を受けている人
- ・障害者手帳(身体1級～3級、療育、精神)を持っている人

※次の人は対象外となります。

- ①自動車の運転免許証を持っている人
- ②市税などに滞納がある人
- ③福祉施設に入所している人(短期入所を除く)

持ち物

対象者と代理人の本人確認ができるもの(マイナンバーカード、保険証、障害者手帳、運転経歴証明書など)

※診察券は本人確認できるものとはなりません。

対象地区	交付日	時 間	会 場
新野地区	3月18日(火)	9:00～11:30	新野地区センター
高松地区	18日(火)	13:30～16:00	高松地区センター
御前崎地区	19日(水)	9:00～12:00	御前崎地区センター (旧御前崎文化会館)
白羽地区	19日(水)	13:00～16:00	
佐倉地区	21日(金)	9:00～11:30	佐倉地区センター
比木地区	21日(金)	13:30～16:00	比木地区センター
朝比奈地区	24日(月)	9:00～12:00	朝比奈地区センター
池新田地区 (東町・本町・早苗町)	25日(火)	9:00～12:00	市民会館
池新田地区 (中町・大山)	25日(火)	13:00～16:00	

照 会 福祉課 ☎0537㊟1121